

平成 29 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民法]

Aは、自己所有の**甲**土地の上に居住用家屋を建設するため、建設業者である**B**との間で、**B**がその工事を 5000 万円で請け負う旨の建物建設請負契約（以下、「本件請負契約」という。）を締結した。本件請負契約においては、請負代金につき、建物完成までに 3500 万円を支払い、そして残代金 1500 万円は建物の引渡し後直ちに支払う旨が合意された。この事実を前提として、以下の(1)及び(2)の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立した問いである。

- (1) **B**は、本件請負契約の締結後、**A**の承諾を得て、別の建設業者である**C**との間で、本件請負契約上の工事を**C**に一括して 4200 万円で行わせる旨の下請負契約を締結した。**C**は、自ら材料を調達・提供して工事を行い、**Z**建物を完成させるに至った。**A**は**B**に対してすでに 3500 万円を支払っていたが、**C**は**B**から下請負代金の支払を全く受けていないまま、**B**が倒産してしまった。**A**が**C**に対して**Z**建物の引渡しを求めたところ、**C**はこれを拒んだ。**A**の請求の可否につき、予想される**C**からの反論も踏まえて論じなさい。
- (2) **B**は、**丙**建物を完成させてこれを**A**に引き渡した。その後間もなくして、**丙**建物につき、水回りの不具合、配水管及び壁の亀裂、窓の開閉不全などの欠陥があることが明らかとなった。そのため、**A**は**B**に対してその修補を求めた。しかしながら、**A**が本件請負契約上の残代金 1500 万円を支払っていなかったことから、**B**はその支払が先であると主張して一向に修補に応じようとしなかった。そこで、**A**は**B**に対して、修補費用を残代金から控除して調整することを提案した。ところが、**B**はこれも拒否して、**丙**建物に存する上記の欠陥の手当てにつき、全く対案を示さなかった。そのため、**A**は修補費用として 500 万円の支払を**B**に求めようと考えていたところ、**B**が**A**に対して、残代金 1500 万円及びその弁済があるまでの遅延損害金の支払を請求した。これに対して**A**はどのような主張をすることができるか。整理して論じなさい。

【100点】